

杉並区特別区税条例の一部を改正する条例案 補足資料

【令和3年1月21日総務省説明資料より作成】

区民生活委員会資料
令和3年6月4日
区民生活部課税課

住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応(案)

現行制度

○住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額(※)の範囲内で個人住民税から控除。

※ 控除限度額:所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)

○ 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

対応(案)

○ 所得税において、控除期間を13年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置(下記参照)が講じられることに伴い、当該措置の対象者についても、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置を講ずる。

○ この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填する。

<所得税における措置>

・控除期間13年間の特例について延長し、一定の期間(※)に契約した場合、令和4年末まで(現行要件:令和2年末まで(新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合は令和3年末まで))の入居者を対象とする。

※ 新築 ⇒令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

建売・中古・増改築等 ⇒令和2年12月1日から令和3年11月30日まで

・上記の延長分については、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積40㎡～50㎡(現行要件:50㎡以上)の住宅も対象とする特例措置を講ずる。

【参考】住宅ローン控除の見直しについて(案)

	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)
<p>【改正案】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長</p>	<p>(10月1日) 税率引上げ (10%)</p>		<p>R 2年10月から R 3年9月末まで*に契約 * 建売などはR2年12月から R 3年11月末まで</p>	<p>R 4年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p> <p>面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下</p>
<p>コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の 弾力化</p>		<p>R 2年9月末までに契約</p>	<p>R 3年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p>	
<p>消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間</p>		<p>R 2年末までの入居</p> <p>控除期間 13年</p>		<p>面積要件 <u>50㎡以上</u></p>
<p>住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策として 拡充した措置</p>	<p>平成26年4月入居～</p>	<p>控除期間 10年</p>	<p>R 3年末までの入居</p>	

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し【案】

【 現 行 】

取得期間：平成31年4月1日～令和3年3月31日
 軽課年度：取得の翌年度分のみ

【 改正案 】

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日
 軽課年度：取得の翌年度分のみ

営業用乗用車

区 分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2020年度基準+30%達成	50%軽減
2020年度基準+10%達成	25%軽減



区 分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2030年度基準90%達成	50%軽減
2030年度基準70%達成	25%軽減

- 注1 天然ガス自動車に適用する排ガス要件：2018年規制適合又は2009年規制からNO_x10%低減達成に限る。
 2 ガソリン車・LPG車に適用する排ガス規制：2018年排出ガス基準50%低減達成又は2005年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)に限る。

軽貨物自動車

区 分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減
2015年度基準+35%達成	50%軽減
2015年度基準+15%達成	25%軽減



区 分	軽減率
電気自動車、天然ガス自動車	75%軽減

- 注1 天然ガス自動車に適用する排ガス要件：2018年規制適合又は2009年規制からNO_x10%低減達成に限る。
 2 ガソリン車に適用する排ガス規制：2018年排出ガス基準50%低減達成又は2005年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)に限る。